

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民進）

問1 給付型奨学金制度創設の経緯如何。

（答）

1. 今回の給付型奨学金は、「一億総活躍社会」の実現に向けた重要政策として、昨年閣議決定した、「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれ、また、「未来への投資を実現する経済対策」において、「平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」との方針が示されました。
2. これを受け、文部科学省内でも検討チームを設置し、有識者の参画も得ながら半年に渡り議論を重ね、また与党内での御議論も踏まえ、制度設計を行いました。その結果として、大変厳しい財政状況の中にありながら、関係者の後押しをいただき、昨年末の予算編成過程の中で、大臣折衝を経て、我が国として初めての返還不要の給付型奨学金の創設に至ったものです。
3. この給付型奨学金と、同時に大幅に拡充する無利子奨学金とを併せて活用することによって、経済的に困難な状況にある子供たちの進学を大きく後押しできるものと考えております。

#### (参考1) 「給付型奨学生制度検討チーム」開催状況

第1回（7月4日）検討チームの設置、これまでの議論について確認

第2回（8月9日）給付額、対象者、選定方法等について具体的に議論

→8月31日 「これまでの議論の整理」公表

第3回（9月29日）NPO法人キッズドア渡辺理事長からのヒアリング

第4回（10月20日）奨学生の施策効果、家計基準、学力基準について具体的に議論

第5回（11月7日）学生等からのヒアリング

第6回（11月21日）学生生活費の状況や給付の方式について議論

第7回（12月8日）制度設計全体について最終的な議論

→12月19日 「議論のまとめ」公表

#### (参考2) 給付型奨学生創設までの経緯

28年1月～ 第190回国会において、給付型奨学生の必要性につき多くの議論がなされる

4月 自民党及び公明党それぞれから「ニッポン一億総活躍プラン」策定に係る提言

6月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

7月 参院選に向けた各党の公約に給付型奨学生創設が盛り込まれる

8月 「未来への投資を実現する経済対策」閣議決定

11月 自民党及び公明党が合同で給付型奨学生の制度設計について総理に提言

12月 平成29年度予算政府案において給付型奨学生の創設を決定

#### (参考3) 給付型奨学生に係る閣議決定文書（抜粋）

○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

「給付型奨学生については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。」

○未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）

「給付型奨学生については、平成29年度（2017年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。」

#### (参考4) 民主党政権下（平成24年度）における給付型奨学生に係る概算要求の内容

○要求額：143億円

○趣旨：経済的に困窮する学生等が就学を断念する事がないよう、修学に必要な経費を支援するため、無利子の奨学生のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学生を支給する。

○対象：大学院も含めた在学者のうち、年収300万円以下世帯の学生であって成績優秀（評定平均値4.3以上）な者（約2万人）

○給付額：学校種に応じ、月額3～8万円

○要求結果：必要な予算措置がなされず、政府予算案を編成する過程で認められなかった。

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会

大島 九州男氏(民進)

## 問2 給付型奨学金の給付月額及び事業規模についての考え方如何。

(答)

1. 給付額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
2. 給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おおむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しております。

(参考) 学生生活費の状況

	学生生活費	アルバイト	その他収入	授業料等への家庭支援	追加必要額
国立・自宅	94,000	25,000	11,000	21,000	37,000
国立・下宿	133,000	25,000	12,000	51,000	45,000
公立・自宅	93,000	29,000	8,000	25,000	31,000
公立・下宿	131,000	32,000	10,000	43,000	46,000
私立・自宅	133,000	32,000	14,000	48,000	39,000
私立・下宿	173,000	30,000	14,000	78,000	51,000

出典：学生生活調査（大学昼間部・年収200万円未満世帯の過去3回分の平均値）  
※学生生活費のうち生活費は私立大学生の平均値を用いている

3. 対象については、経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象とすることとしており、また、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、対象規模は一学年あたり2万人としております。

(参考) 非課税世帯生徒数

うち、大学等進学者数	1. 5. 9万人 (高校生等奨学給付金支給実績)
うち、奨学金貸与数 (無利子+有利子)	6. 1万人 (JASSO学生生活調査に基づく推計)
うち、無利子奨学金貸与者数	4. 5万人 (平成27年度貸与実績)
給付型奨学金支給者数	2. 5万人 (同上)
	2万人

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線)

(直通)

(携帯)

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会

大島 九州男氏(民進)

問3 各学校における給付型奨学金の選考基準及び選考方法について、公平性はどのように担保されているのか。

(答)

1. 給付型奨学金制度を安定的に運用するため、推薦基準の内容や推薦の手続きについて、公平性や透明性を確保することは重要です。
2. 各高校で定める推薦基準については、それぞれの教育目標に照らして策定されますが、一定の統一性を確保するため、日本学生支援機構において推薦基準策定のためのガイドラインを提示することとしています。
3. また、各高校等において定める推薦基準は公表するよう求めることが適当と考えており、推薦者の選考に当たっては、
  - ①選考結果の信頼性に疑義が生じないよう、管理職及び担任以外の教員等を含めた複数名による選考体制を敷くことや
  - ②推薦基準に関する共通の理解をもって選考にあたることができるような取組が必要と考えています。
4. 高校及び日本学生支援機構と連携を密にし、公平性・透明性が適切に確保されるよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会

大島 九州男氏(民進)

問4 奨学金の返還困難者への救済措置について、具体的に  
どのような制度があるのか。

(答)

1. 様々な事情により、卒業後、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、従来から、返還期限猶予制度や減額返還制度により対応しています。
2. 返還期限猶予制度は、卒業後の本人の年収が300万円以下の場合、申請により返還の期限を猶予するものであり、平成26年度には、猶予の年数制限を従来の5年から10年に延長する制度の改正を行ったところです。
3. また、このうち無利子奨学金の申請時に家計支持者の年収が300万円以下の方については、申請により無期限に猶予を可能としているところです。
4. 減額返還制度は、経済的理由により返還が困難になっている者のうち、毎月の返還額を減額すれば返還可能となる者について、最長10年間まで返還月額を二分の一に減額し、返還期間を延長することにより返還者の負担軽減を図るものです。
5. また、現在、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額し、より長い期間をかけて返還できる制度へ拡充することを検討しています。

6. 一方、平成29年度から、卒業後の所得に返還月額が連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を無利子奨学金に導入することとしております。これにより、所得が低い状況でも毎月最低2千円からの無理のない返還が可能となり、返還負担を大幅に軽減いたします。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
大島 九州男氏（民進）

問5 法案第17条の3について、学業が著しく不良であった場合等に返還を求めることとなっているが、給付型奨学金の対象となっているのは経済的な問題を抱えている学生であるため、不適当ではないか。大臣の見解如何。

（答）

1. 本制度は、「頑張った者が報われる」制度となるよう、学生等の努力を促す観点が重要であるとともに、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者や学生としてふさわしくない行為を行った者については、返還を求めることとしております。
2. なお、「学業成績が著しく不良」となった場合にも、それに至った事情は様々であると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断にあたっては、当該事情も十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えております。

※ 政党な理由があると認められ、返還を求めない場合の例

- ・交通事故等に巻き込まれて、大学への通学ができなかったような場合
- ・親の介護等に従事する必要があり、大学への通学ができなかったような場合

（参考）法律案抜粋

（学資支給金の返還）

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯)

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
大島 九州男氏（民進）

問6 納付型奨学金の規模の拡充を図るべきであり、また、納付型奨学金の創設を契機として、更なる学生の教育費負担軽減に取り組むべきと考える。今後の高等教育段階の教育費負担軽減について、大臣の決意如何。

（答）

1. 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するため、学生の経済的負担軽減を図ることは重要と認識しております。
2. このため、文部科学省では、これまでも授業料減免の充実や奨学金制度の充実に努めてまいりました。
3. 平成29年度予算においては、納付型奨学金の創設に加え、より一層授業料減免の充実を図るとともに、無利子奨学金について、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、また残存適格者を解消し、必要とする全ての学生が無利子の奨学金を受けられるようにすることとしました。加えて、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度を導入することとしております。
4. 今後とも、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏（民進）

問1 今回の法改正は評価する一方で、本格実施時の対象規模が2万人では不十分と考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学金については、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、学生の努力を促す制度とすることが重要です。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力・資質を考慮の上、対象者を選定することが適当と考えます。
2. 住民税非課税世帯の大学等進学者は6万人程度と想定しておりますが、そのうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。
3. 一方、来年度からは、授業料減免の一層の充実や、無利子奨学金について住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとしております。加えて、所得に応じて返還月額が変動することにより、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度を導入することとしております。
4. これら一連の施策を一体的に進めることにより、確実に子供の進学を後押しすることができると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏（民進）

問2 給付規模はまずは非課税世帯の6万人を目指すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に發揮することが重要です。
2. なお、住民税非課税世帯の子供たちについては、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃したことにより、必要とする全ての方が無利子奨学金を受けることが可能となりました。また、新たに導入される所得運動返還型奨学金制度も利用することができますので、給付型奨学金の支給を受けない方についても、大きく負担が軽減されるものと考えております。

（参考）

住民税非課税世帯進学者（1学年あたり）：6.1万人

うち学生支援機構奨学金貸与者：4.5万人（無利子：2.5万人、有利子：2万人）

（平成27年度実績）

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（維新）

問4 給付型奨学生における学力・資質要件はどのような基準を設定するのか。

（答）

1. 給付型奨学生の対象者は、各学校において、当該学校における様々な学習活動等の成果を踏まえて学力・資質等が評価され、推薦されることとなります。このため、各学校において、それぞれの教育目標を踏まえた推薦の基準を定めていただくこととしています。
2. 各学校が推薦基準を策定するにあたっての指針として、日本学生支援機構から「ガイドライン」をお示しすることとしております。  
その内容については、各学校において、奨学生としてふさわしい者の推薦が円滑に行われるよう、推薦基準の策定等に関する基本的な考え方を示すことを検討しております。

次頁あり

### 3. 文部科学省の給付型奨学金制度検討チームの「議論のまとめ」

では、推薦基準のうち、学力及び資質に関するものについて、

①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績

を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教

育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

を掲げるとともに、推薦にあたっては、

①進学の意欲や目的、進学後の人生設計に関するレポート等の評価や、

②高校生活全体の中で課題を克服した経験など生徒の成長過程に着目すること

について留意することとされております。

### 4. 今後、「議論のまとめ」や本国会での審議等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう「ガイドライン」を作成し、出来るだけ早い時期に学校に周知してまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏(民進)

問5 家計が厳しい家庭では学習環境が整わず成績を上げるのは困難であり、こうした者が教科以外の生徒会活動やボランティアで優れた成果を上げた場合には、教科の成績基準は問わなくても良いのではないか。

(答)

1. 給付型奨学金については、学生の努力を促す制度とすることが重要であり、また貸与型の奨学金以上に説明責任が求められることから、学習成績についても一定の水準を設け、対象者を選定することが適当と考えております。
2. ご指摘の生徒会活動やボランティアに関する活動で優れた成果を収めた生徒は、ガイドラインで示す予定の学力・資質に関する要件のうち、
  - ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果を認め、教科の学習で概ね満足できる成績を収めていることに該当するものと想定されます。
3. こうした生徒の学習成績については、調査書に記入される学校成績概評がおおむね「B」に該当する場合を想定しておりますが、具体的な基準については、今後示す予定のガイドラインを踏まえ、各学校で定める取扱いとすることを考えております。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（民進）

問6 給付型奨学金の創設により、高校現場に対しては推薦や制度周知で負担がかかると考えるが、高校の事務負担の軽減にどのように取り組むのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 現在でも貸与型奨学金の予約採用においては、高校に推薦の業務を行っていただいているところです。

給付型奨学金制度の実施に当たっては、新たに給付奨学生候補者の推薦基準を作成していただくとともに、推薦に係る業務が発生することになりますが、貸与型奨学金の予約採用と同様のスケジュールで行うことで、家計基準や学力・資質基準の確認などを貸与型奨学金の業務を併せて行うことができるようにするなど、高校等の業務負担が過大とならないよう配慮することを予定しています。

（参考1）予約採用スケジュール（現行の貸与型奨学金）

4月上旬 推薦依頼文・奨学金案内等を各高校等へ発送  
 5月中旬 申込受付開始  
 7月中下旬 各高校等からの推薦期限  
 10月下旬 決定（不採用）通知発送

（参考2）各高校等からの推薦人数（規模感）

○貸与型 第一種（無利子） 16.3万人（平成27年度進学者実績）  
 第二種（有利子） 24.1万人（同上）  
 ○給付型 約2万人（平成30年度本格実施時）

2. また、高校では、高校生等奨学給付金の手続きにおいて非課税証明書の徴収等を行っており、今回の給付型奨学金の推薦においても、同様に手続きを進めていただくことが出来ると考えております。

次頁あり

3. 引き続き、生徒等に対する周知資料や教職員用説明資料の作成・送付、スカラシップ・アドバイザーの派遣等により、新制度の円滑な実施及び学校の事務負担軽減に努めてまいります。

(参考3) スカラシップ・アドバイザーについて

大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するため、スカラシップ・アドバイザーを養成し、全国の高等学校等へ派遣する。

平成29年度予算 [REDACTED] (延べ2,600人)

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏（民進）

問7 国立大学で授業料免除を受ける場合に給付額を減額することとなると、せっかくの制度の恩恵が受けられなくなる。給付額の減額を再考すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 高等教育における教育費負担の軽減については、従来から、奨学金制度のほか、「授業料免除」などの各種支援方策を組み合わせながら、総合的に施策を講じてきたところです。
2. 国立大学においては、国費によって授業料減免制度が整備されており、授業料免除の対象となる学生に対しては、実質的に月額4.5万円相当の給付的支援が行われることとなります。
- （注）国立大学の学部授業料標準額：535,800円（月額に換算すると4.5万円）
3. このことから、私立大学に通う方との公平性の観点も踏まえ、国立大学において授業料免除を受けた学生については、給付型奨学金の支給額を調整することを検討しています。
4. その上で、給付型奨学金の対象者が国立大学に進学した場合には、授業料の全額免除を行う取り扱いとし、そのことが進学前の段階であらかじめ予見できるようになります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

問7 更問① 具体的な調整額如何。

(答)

1. 学生生活の状況を踏まえるとともに、授業料免除により月額4・5万円相当の支援がなされることを考慮し、
2. 具体的には、
  - ①自宅生については月額2万円のところ支給しないこととし、
  - ②自宅外生については月額3万円のところ月額2万円とすることを検討しています。

(参考) 国立大学の授業料免除額と給付額の比較

国立大学授業料標準額 : 535,800円／年

国立大学・自宅生給付額: 240,000円／年

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線)

(直通)

(携帯)

更問あり

問7更問② 私立大学と公立大学も同じように国費が投入されているが、授業料免除者に対する給付の減額を行わないのか。

(答)

1. 私立大学における授業料減免への支援は、各大学が実施した減免額の2分の1を国から補助する制度となっています。その上で、減免額は各大学によってばらつきがあり、また、私学助成の対象となる授業料減免を行っていない大学については、国費は投入されておりません。

(参考) 平成28年度私立大学等経常費補助金における授業料減免等支援

私立大学931校中、541校

2. また、公立大学における授業料減免については、地方財政措置を通じて国からの支援を実施していますが、各地方自治体の実情により、財源は一概に国費によるものとは判断できない仕組みとなっています。

3. こうしたことから、授業料減免が国費による支援により賄われている国立大学とは状況が異なるため、公私立大学の学生について給付額の減額の調整を行うことは適当ではないと考えています。

対政府参考人

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏(民進)

問8 日本学生支援機構の過去5年間の人員(正規職員、非正規職員別)の推移はどのようにになっているか。

(答)

1. 日本学生支援機構の職員数については、最近5年間の傾向としては、常勤職員、非常勤職員ともに増加傾向にあります。
2. 具体的には、
  - ①常勤職員については、  
平成24年度は479人であるのに対し、  
平成28年度は503人、
  - ②非常勤職員については、  
平成24年度は296人であるのに対し、  
平成28年度は303人、
  - ③常勤職員・非常勤職員の合計については、  
平成24年度は775人であるのに対し、  
平成28年度は806人となっております。

(参考) 日本学生支援機構職員数(常勤職員、非常勤職員)の推移(4月1日現在)

(単位:人)

	常勤職員数	非常勤職員数	合計
平成24年度	479	296	775
平成25年度	480	285	765
平成26年度	489	288	777
平成27年度	484	305	789
平成28年度	503	303	806

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ]

(携帯) [ ]

更問あり

更問 奨学金に関する職員の推移はどのようになっているか。

(答)

1. 奨学金事業に関する職員数については、奨学金貸与事業関係部門及び企画・総務・システム担当等の管理部門をあわせ、最近5年間の傾向としては、5年の期間で増減\*があるものの、常勤職員、非常勤職員ともにほぼ横ばい傾向にあります。

※ 業務効率化の観点からの外部委託による減及び業務量拡大による増を踏まえた人員配置が適切になされている。

2. 具体的には、

①常勤職員については、

平成24年度は369人であるのに対し、

平成28年度は371人、

②非常勤職員については、

平成24年度は163人であるのに対し、

平成28年度は160人、

③常勤職員・非常勤職員の合計については、

平成24年度は532人であるのに対し、

平成28年度は531人

となっております。

(参考) 日本学生支援機構の奨学金に関する職員数(常勤職員、非常勤職員)の推移  
(4月1日現在)

(単位:人)

	常勤職員数	非常勤職員数	合計
平成24年度	369	163	532
平成25年度	366	151	517
平成26年度	361	158	519
平成27年度	352	157	509
平成28年度	371	160	531

※ 管理部門の職員数を含む

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏（民進）

問9 給付型奨学金のみならず、所得連動返還型制度など新たな制度が導入され、日本学生支援機構の現場の業務負担が重くなっていると聞く。正規職員が減少傾向にあると聞いており、機構の事務負担増に対する条件整備が必要と考えるが、大臣の見解如何。

（答）

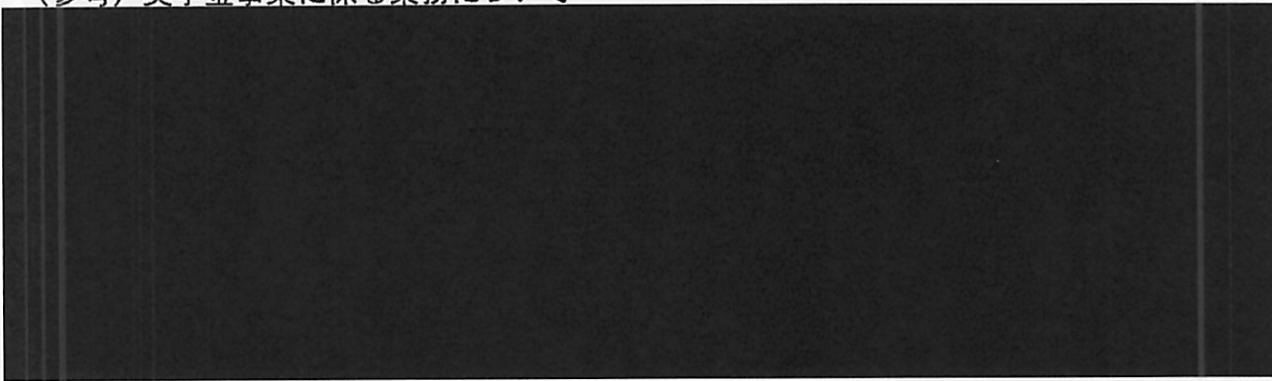
1. 日本学生支援機構の体制については、平成29年度から給付型奨学金を含む新たな奨学金制度を円滑に実施できるよう、平成29年度予算において、必要な経費を計上しているところです。
2. 具体的には、日本学生支援機構において業務を行う職員を増員し、新しい制度に対応する担当者を配置するとともに、システムの改修等、必要な基盤を整備することとしております。

（参考）平成29年度予算で6人増

3. 日本学生支援機構の人員は、過去5年間を見るとむしろ増加傾向にありますが、増加する多様な業務に対応すべく、業務に係る責任や専門性に応じ、適切な人員配置がなされるよう努めているところです。
4. 新たに導入される制度も含め、行うべき業務に十分対応できるような体制をしっかりと整えてまいります。

（参考）新制度開始に係る経費について（平成29年度予算）

(参考) 奨学金事業に係る業務について



【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

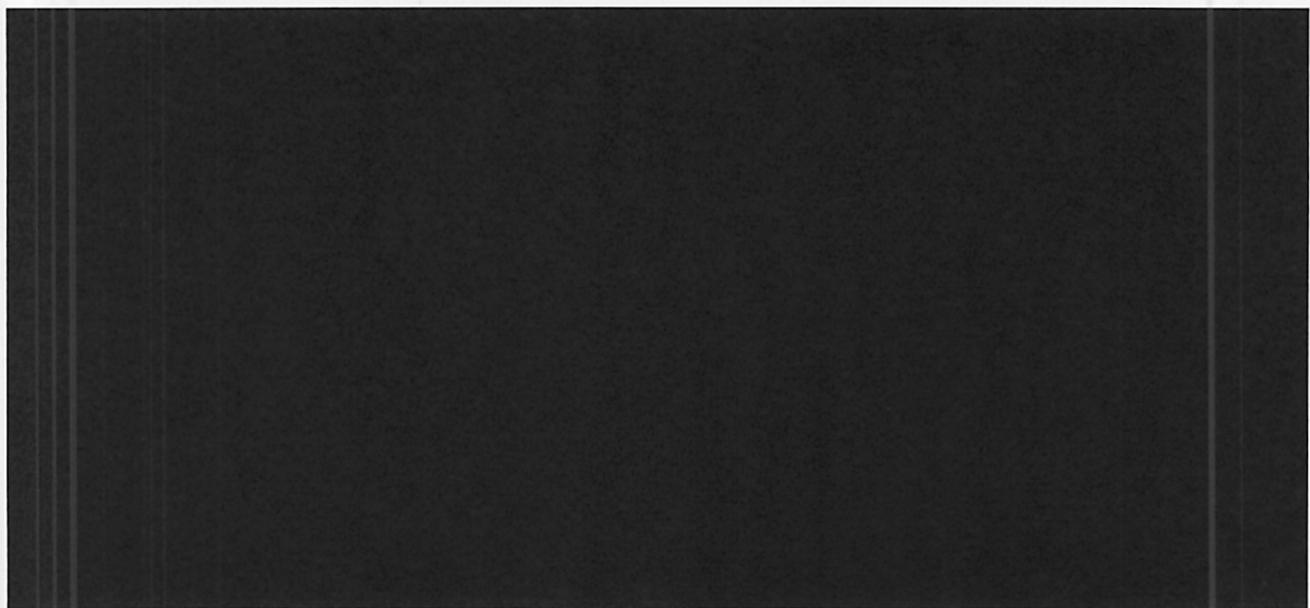
平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏(民進)

問10 日本学生支援機構での相談体制について、電話がつながりにくいとの話を聞いたが、改善したのか、現状と取り組み状況如何。

(答)

1. 日本学生支援機構においては、延滞の防止や早期解決を促進するため、返還相談センターを設置し、返還が困難な方からの相談に対して、返還方法や救済策について案内しております。
2. 奨学生等からの問い合わせに対する応答について改善のため、オペレーターを増員するとともに継続的な研修を重ねており、また、ホームページの内容を充実し、一般的な内容であればホームページを見ていただくことで対応できるようにしております。この結果、応答率は平成23年度の89%から平成28年度の93%へとおおむね改善傾向にあります。
3. また、給付型奨学金を含む新たな奨学金制度について、一般の方からの問い合わせに適切に対応するため、平成28年12月28日から相談窓口を設置しております。
4. 具体的には、日本学生支援機構において奨学金業務を行う職員が直接相談に応じる体制を整え、専用の電話回線を設置し、平日9時から18時の時間帯で対応しております。
5. 今後とも、奨学金制度の適切な周知が十分に行われるよう、相談体制の整備に努めてまいります。

(参考)



【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏（民進）

問11 無利子奨学金の貸与額について、無利子だけで足りない学生は有利子と併用している場合もあるが、無利子を基本とするのであれば、この際無利子奨学金の貸与上限額を再考すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

- これまで無利子奨学金の貸与月額は、大学の授業料や学生の生活費等を踏まえて見直してきたところです。  
無利子奨学金の貸与月額について
  - ①国立大学の授業料は、最近の11年間は値上げしておりず、来年度の授業料標準額の引き上げも行わないこと、
  - ②学生生活費は、近年ほぼ横ばいであることから、平成29年度は引き上げを行わないこととしました。
- 平成29年度予算においては、給付型奨学金の創設に加えて、まずは残存適格者を解消するなど、無利子奨学金の対象者の大幅な拡充を図ることとしました。
- 引き続き、「有利子から無利子へ」の流れをしっかりと進め、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度等の成果も十分に把握・検証し、財源を確保しつつ、更なる教育費負担軽減について必要な検討を行ってまいります。

（参考）年間学生生活調査の推移

区分	平成22年度	平成24年度	平成26年度
大学昼間部	183万円	188万円	186万円
短期大学昼間部	159万円	165万円	158万円
大学院修士課程	173万円	174万円	175万円

（出典：「平成26年度学生生活調査」日本学生支援機構調べ）

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏(民進)

問12 延滞金の賦課率5%については、例えば3%に下げる、あるいは過去10%であった時の延滞金を5%に下げるなど、現在延滞に陥っている人向けの施策を講じるべきと考えるが、見解如何。

(答)

1. 延滞金については、

- ①期日どおりに返還するよう促すこと、また、
- ②期日どおりに返還している者との公平性

から課しているものですが、経済的に困難な返還者の負担を軽減するため、平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率を10%から5%へ引き下げたところです。

2. また、平成26年4月より前に発生した延滞金について賦課率を5%に引き下げるについては、既に10%の賦課率で延滞金を支払った返還者との公平性の観点から困難であると考えております。

3. なお、現在延滞状況にあり、経済困難などによって特に返還が困難な方については、平成26年度から、過去の延滞を据え置いたまま返還期限を猶予できる「延滞据置猶予」の利用を可能としております。

4. 更なる賦課率の引下げや、延滞に陥っている方向けの新たな施策については、まずは、これまでに導入してきた返還負担軽減策や賦課率の低減といった措置の効果の検証から行ってまいりたいと考えております。

5. 奨学金の返還に際しては、長期に渡って延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止・解消に努めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問1 延滞金は廃止すべきではないか。

(答)

1. 延滞金については、

①期日どおりに返還するよう促すこと、また、

②期日どおりに返還している者との公平性

から課しているものであり、廃止は困難です。

なお、平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率を10%から5%へ引き下げるなど、経済的に困難な返還者の負担軽減を図ってきたところです。

2. また、経済的理由により返還が困難な方には、従来から、返還期限猶予制度や減額返還により対応しております。

3. 奨学金の返還に際しては、長期に渡って延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止・解消に努めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問 2 延滞金の充当順位を①延滞金、②利息、③元金の順から、①元金、②利息、③延滞金の順に変更し、元金から減らすことで延滞者の負担を軽減すべきではないか。

(答)

1. 返還金の充当については、民法の規定に沿って、「延滞金、利息、元本」の順で充当することとしております。

2. 延滞者が支払う返還金は、返還月ごとに、返還期日が古い返還月額に係る延滞金、利息、元金の順に充当されますので、一番古い返還月額に係る延滞金、利息を超える額を返還した場合、その超える分の元金が減ることになります。

(参考 1) 民法＜抜粋＞

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

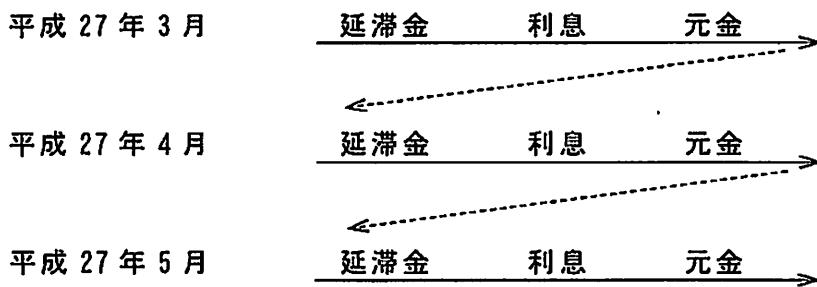
第 491 条 債務者が 1 個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

(参考 2) 独立行政法人日本学生支援機構 業務方法書＜抜粋＞

第 20 条第 3 項 要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、費用、延滞金、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

(参考 3) 延滞者に係る充当のイメージ

(返還期日)



平成29年3月30日(木) 衆・文教科学委員会  
斎藤 嘉隆氏(民進)

問13 繰り上げ一括請求について、支払い能力がないにもかかわらず一括返還を求められている場合があると聞く。法令に厳格に基づいた対応を行うべきと考えるが見解如何。

(答)

1. 日本学生支援機構においては、奨学生の返還者が、支払い能力があるにも関わらず、割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第4項に基づき、返還未済額の全部を返還するよう請求を行っています。
2. 支払い能力の有無については、収入の状況など、返還者側からの情報提供がない限り、機構側では判断ができません。
3. 機構からの再三の督促にも関わらず、何の情報提供もない者について、そのまま放置をすることは、返還者からの返還金を次の奨学生への貸与の原資としている奨学生事業の健全性にも関わります。このため、機構と連絡が取れない返還者については、支払い能力があるとみなして、返還未済額の全部の返還の請求を行っているところです。
4. なお、一括返還請求の後でも、返還者から返還に関する相談があった場合は、返還計画を立て直す和解など柔軟に対応しています。

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
吉良 よし子氏（共産）

問1 給付型奨学金の予算について、拡充すべきではな  
いか、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の給付型奨学金は、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて、学生向けの返還不要の奨学金制度として創設するものです。
2. 対象者については、その所得において、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象とすることとしたものです。
3. また、学力・資質においては、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にすることとし、2万人を対象としております。
4. 給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に發揮することが重要であります。今後とも、意欲と能力のある学生が家庭の経済状況にかかわらず高等教育を受けられるよう、学生の負担軽減を図ることは重要と認識しております、財源を確保しながらしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日（水）参・文教科学委員会

吉良 よし子氏（共産）

問2 貸与型奨学金について、現行の救済制度を拡充すべきではないか、大臣の見解如何。

（答）

1. 様々な事情により、卒業後、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、従来から、返還期限猶予制度や減額返還制度により対応しています。
2. 返還期限猶予制度は、卒業後の本人の年収が300万円以下の場合、申請により返還を猶予しており、平成26年度には、猶予の年数制限を従来の5年から10年に延長する制度の改正を行ったところです。
3. また、このうち奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の学生に対しては、無期限に猶予を可能としているところです。
4. 更に、既に返還を開始している方について、減額返還制度を拡充することにより負担軽減を図ることとし、返還月額を二分の一から、例えば三分の一に減額することを検討しております。
5. 奨学金の返還については、まずは、平成26年度に猶予制限年数を10年にしたことの効果や、来年度から導入する所得運動返還型奨学金制度の効果、更には減額返還制度を拡充することの効果などを十分に把握・検証してまいりたいと考えています。

平成29年3月30日(水)参・文教科学委員会

吉良 よし子氏(共産)

問3 返還猶予について、利用期間制限を撤廃すべきでないか、大臣の見解如何。

(答)

1. 現行の返還猶予制度は、本人の年収が300万円を超えるまでの間、10年を上限として猶予となっております。特に、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の方については、本人の年収が300万円を超えるまでは、無期限に返還猶予が可能となっています。
2. また、返還猶予期間に年数制限を設けないとすると、10年を上限とする場合と比較して、回収割合が相当程度落ち込むことが予想されるため、財源の確保も含め、慎重な検討が必要と考えます。

(参考) 要返還額(3,553億円)に対する未回収金の予測試算

※全員が所得連動返還型を利用するという条件での試算

- ・猶予期間の年数制限を設けない場合：約690億円
- ・10年を上限とする場合：約40億円

3. 返還期限猶予制度の利用期間の見直しについては、まずは、平成26年度に猶予制限年数を5年から10年に延長したことの効果や、来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度の効果などを十分に把握・検証することが必要と考えています。

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
吉良 よし子氏（共産）

問4 奨学金のペナルティである延滞金は廃止すべきではないか、大臣の見解如何。

（答）

1. 延滞金については、  
①期日どおりに返還するよう促すこと、また、  
②期日どおりに返還している者との公平性から課しているものであり、廃止は困難です。
2. なお、経済的に困難な返還者の負担を軽減するため、  
平成26年4月以降、延滞金の賦課率を10%から5%へ引き下げたところです。
3. 奨学金の返還に際しては、長期に渡って延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止・解消に努めてまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会  
高木 かおり氏(維新)

問1 給付型奨学金を拡充し、非課税世帯の大学進学者6万人全員に一刻でも早く支給すべきではないかと考えるが、見解如何。

(答)

1. 給付型奨学金については、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、学生の努力を促す制度とすることが重要です。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力・資質を考慮の上、対象者を選定することが適当と考えます。
2. 住民税非課税世帯の大学等進学者は6万人程度と想定しておりますが、そのうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。
3. 給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要です。
4. なお、住民税非課税世帯の子供たちについては、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃したことにより、必要とする全ての方が無利子奨学金を受けることが可能となりました。また、新たに導入される所得運動返還型奨学金制度も利用することができますので、給付型奨学金の支給を受けない方についても、大きく負担が軽減されるものと考えております。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

高木 かおり氏（維新）

問2 給付型奨学金は高校が推薦することとなっているが、その手法は適切なのか。高校での事務負担を考慮すべきと考えるが、見解如何。

（答）

1. 現在でも貸与型奨学金の予約採用においては、高等学校に推薦の業務を行っていただいているところです。  
給付型奨学金制度の実施に当たっては、新たに給付奨学生候補者の推薦基準を作成していただくとともに、推薦に係る業務が発生することとなります。が、貸与型奨学金の予約採用と同様のスケジュールで行うことで、家計基準や学力・資質基準の確認などを貸与型奨学金の業務を併せて行うことができるようにするなど、高校等の業務負担が過大とならないよう配慮することを予定しています。
2. また、高等学校では、高校生等奨学給付金の手続きにおいて非課税証明書の徴収等を行っており、今回の給付型奨学金の推薦においても、同様に手続きを進めていただくことが出来ると考えております。
3. 引き続き、生徒等に対する周知資料や教職員用説明資料の作成・送付、スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣等により、新制度の円滑な実施及び学校の事務負担軽減に努めてまいります。

(参考1) 予約採用スケジュール（現行の貸与型奨学金）

- 4月上旬 推薦依頼文・奨学金案内等を各高校等へ発送
- 5月中旬 申込受付開始
- 7月中下旬 各高校等からの推薦期限
- 10月下旬 決定（不採用）通知発送

(参考2) 各高校等からの推薦人数（規模感）

- 貸与型 第一種（無利子） 16.3万人（平成27年度進学者実績）  
第二種（有利子） 24.1万人（同上）
- 給付型 約2万人（平成30年度本格実施時（予定））

(参考3) スカラシップ・アドバイザーについて

大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するため、スカラシップ・アドバイザー（仮称）を養成し、全国の高等学校等へ派遣するもの。

平成29年度予算案 [REDACTED] (延べ2,600人)

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

## 対大臣

平成29年3月30日(木)参・文教科学委員会  
高木 かおり氏(維新)

問3 スカラシップ・アドバイザーの取り組みは評価するが、高校生だけでなく大学生に対しても働きかけ、自分が奨学金等の国費を投入されているという意識づけを行うべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. スカラシップ・アドバイザーの業務は、奨学金の利用を検討するにあたり、生徒や保護者、教師等の理解を促進するとともに、助言を行うことを想定しており、その主な派遣先は高校になると考えています。
2. 一方、スカラシップ・アドバイザーの知見は、奨学金を利用している大学生にとっても有用であると考えられ、大学等の希望も踏まえながら、柔軟に事業を運営してまいりたいと考えています。
3. その際、大学生に対し、
  - ①奨学金は国費で支えられていることや
  - ②貸与終了した奨学生からの返還金を次の奨学金貸与者の原資としていることといった奨学金の意義についても、しっかりと意識づけられるよう留意していきたいと考えています。

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
高木 かおり氏（維新）

問4 給付型奨学金を拡充するにしても財源を確保する必要があるが、どのように財源を確保していくのか。

（答）

1. 今回の給付型奨学金の対象規模は、平成30年度以降の本格実施時で一学年当たり2万人、所要額は約72億円と見込んでおります。  
また、完成年度となる平成33年度の対象規模は6万人で、約220億円を予定しております、財源については学年進行にあわせて段階的に確保することとしております。
2. 平成30年度以降の財源としては、  
①他省庁の重複事業の縮減を含む既定経費の見直し  
②奨学金制度全体の見直し  
③教育・研究職返還免除枠の活用  
を見込んでおり、中期的かつ安定的に確保していくこととしています。
3. 奨学金制度全体として、効果的に教育費の負担軽減がなされるよう、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

更問あり

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

問4更問① 給付型奨学金は規模が不十分であり、拡充すべきではないか。

(答)

1. 給付型奨学金について、まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで、進学の後押し効果を十分發揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

更問あり

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

問4更問② 教育財源全体の確保方策として、消費税の一部を充てることや教育国債、教育目的税の創設などが考えられるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 教育は「未来への先行投資」であり、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。
2. 平成27年7月に取りまとめられた教育再生実行会議第8次提言においては、教育財源確保の方策として、既存の施策の見直しや優先順位付けによる予算の質の向上・重点化や、民間資金の効果的な活用に取り組んだ上で、それでも十分な財源を確保できない場合には税制の見直しを検討するといったことが掲げられています。  
また、こうした方策を実現するためには、広く国民の間で教育投資の効果や必要性について認識が共有されていることが不可欠と提言されています。
3. 教育財源の確保策についてどのような方法が望ましいか、国会においても更に御議論を深めていただければと思います。  
文部科学省としては、国民の皆様の御理解をいただきながら、今後とも必要な財源の確保に取り組んでまいります。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

小野田 紀美氏（自民）

問1 給付型奨学金の対象者の選定基準及び選定方法如何。

（答）

1. 給付型奨学金の対象者の選定に当たっては、各高校等において、学力のほか教科以外の学校活動での成果や進学への意欲なども含めて判断した上で、推薦いただくこととしております。
2. 推荐基準は、各高校等において定めることとなります  
が、基準を定める上でのガイドラインを日本学生支援機  
構において示すこととしており、当該ガイドラインにお  
いては、  
①十分に満足できる高い学習成績を収めていること  
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科  
の学習で概ね満足できる成績を収めていること  
のいずれかの要件を満たす者から推薦することが示され  
る予定です。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
小野田 紀美氏(自民)

問2 給付型奨学生の対象者には目的意識をもって進学するとともに、将来的に社会に貢献してもらうことが必要である。対象者の学習状況などはどのように確認するのか。

(答)

1. 給付型奨学生の制度運用に当たっては、貸与型の奨学生で行っている適格認定制度を活用し、毎年度学業の状況等を確認し、支給の継続等について判定する仕組みとすることを予定しています。
2. 適格認定においては、学業状況や経済状況などを確認し、奨学生としてふさわしい適格性を有する学生であるかどうかを認定し、支給の継続の可否等にかかる判断を行うこととしております。
3. 給付型奨学生においては、貸与型奨学生以上に税の使途としての説明責任が問われるため、より厳格に取扱うことが原則と考えており、進学後においても学業への取り組みを促すよう、制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会

小野田 紀美氏(自民)

問3 貸与型奨学生受給者のうち、成績不良により貸与が打ち切りとなった人はどの程度いるのか。また、中途退学者のうち、経済的理由による退学者はどの程度いるのか。さらに、奨学生を延滞している人の所得や就業の状況はどうなっているのか。

(答)

1. 貸与型の奨学生については、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かの認定をするため、毎年度適格認定を行っています。その際、卒業延期が確定するなど学業成績が不良であり、成業の見込みがない等の場合は廃止となり、次年度以降の奨学生の資格を失うこととなります。
2. 平成27年度において、適格認定で廃止となった者は審査対象者約93万7千人に対し、0.7%の約6千人となります。
3. また、文部科学省の委託により東京大学が実施した「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」によると、平成26年度において、「経済的理由による中退者が約21.2%という結果が出ております。
4. さらに、日本学生支援機構が実施する「奨学生の返還者に関する属性調査」によると、最新の調査結果である平成26年度においては、年収300万未満と回答した者は無延滞者では約54.9%であるのに対し、延滞者は78.2%となっています。

5. また、同調査における延滞者の就業状況は、無延滞者の場合、常勤社員 76.6%、非常勤社員 7.4%、無職・失業中／休職中 4.3%であるのに対し、延滞者は常勤社員 45.4%、非常勤社員 16.1%、無職・失業中／休職中 15.5%となっており、無延滞者の方が良い就業状況であるとの調査結果となっています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

小野田 紀美氏（自民）

問4 今後、専門職大学も新たに高等教育機関に加わることとなるが、支給対象となる学校種に専門職大学も含まれるのか。（議員は、大学以外に支給対象となる他の教育機関と共に答弁してほしいとのこと。）

（答）

1. 納付型奨学金の支給対象とする学校種は、貸与型奨学金の対象と同様、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校とすることとしています。
2. 今国会に制度創設のための法案を提出しております「専門職大学」及び「専門職短期大学」については、法案が成立した際には、学校教育法上の大学制度の中に位置づけられるものであることから、当然に支給対象となるものと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会

小野田 紀美氏(自民)

問5 給付額や給付対象者の人数については、どのような考え方に基づいて決めたのか。

(答)

1. 給付額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
2. 給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おおむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しております。
3. また、対象者については、その所得において、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象とすることとしております。
4. 住民税非課税世帯の大学等進学者は6万人程度想定しておりますが、そのうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。

(参考)

住民税非課税世帯進学者数(1学年あたり) : 6. 1万人

うち学生支援機構奨学金貸与者 : 4. 5万人(無利子: 2. 5万人、有利子: 2万人)

(平成27年度実績)

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
小野田 紀美氏（自民）

問6 給付型奨学金に加え、進学先の大学等の独自の奨学金制度や、貸与型奨学金制度との兼ね合いはどのようなイメージか。また、給付型奨学金の対象とならなかつたものの意欲のある学生のためにも、無利子奨学金制度を拡充していくべきと考えるが、見解如何。

（答）

1. 現在、551大学において大学独自の奨学金が実施されていると承知しており、学生の経済的負担軽減の取組が行われているものと考えております。今回創設する給付型奨学金については、こうした大学独自の奨学金や貸与型奨学金制度との併用を可能としています。

※平成25年度奨学事業に関する実態調査報告（日本学生支援機構）

独自の奨学金事業を実施している大学（給付・貸与合計値）

大学数：551校 奨学生数：95,710人 奨学金事業額：337億円

2. 具体的なイメージについて、日本学生支援機構が実施した学生生活調査を基に試算すると、例えば、給付型奨学金と無利子奨学金の組み合わせで、国公私立や自宅・自宅外の全てのケースにおいて、おおむね必要な学生生活費をまかなうことができます。

3. また、無利子奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消し、必要とする全ての学生が奨学金を受けられるようにしてまいります。更に、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度も来年度から導入することとしております。

次頁あり

4. 以上のような一連の施策を進めることで、経済的に困難な状況にある子供の大学等への進学を大きく後押しできるものと考えます。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
小野田 紀美氏(自民)

問7 奨学生の貸与を受けて社会に出た後に返還困難に陥る人を出さないためにも、奨学生が長期的な返還計画やライフプランを考えるにあたり、アドバイスを求めたり相談ができる環境は整備されているのか。

(答)

1. 奨学生の貸与を受けていた者が返還困難に陥らないためには、相談・助言体制の充実や奨学生制度の周知・広報等が重要であると認識しております。
2. 卒業後に奨学生の返還が困難になった際の救済措置の周知については、毎年、日本学生支援機構から大学等に通知を発出し、周知や指導の充実を促してきたところです。

(参考1) 奨学生の返還延滞の防止に係る通知

発出日：平成28年8月31日(平成28年度分)

発出先：大学、短期大学、高等専門学校

概要：返還が困難となった際の救済措置への理解度を深めるための奨学生に対する指導の充実等について依頼

3. また、奨学生の返還に関する相談については、日本学生支援機構にコールセンターを設置し対応するとともに、給付型奨学生を含む新制度については、専用の窓口を設置し、案内等を行ってきたところです。

(参考2) 返還及び新制度に係る相談体制整備

・コールセンターの設置

開設時：平成21年10月

設置形態：業務委託（配置人員： [REDACTED] (平成27年度)）

・新制度案内窓口の設置

開設時：平成28年12月28日

設置形態：日本学生支援機構に設置

4. これに加え、平成29年度予算においては、資金計画を含めた奨学金の利用について、教師や生徒等の理解を促進するための経費を計上しており、具体的には、

- ①大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザーを派遣すること
- ②生徒等が進学費用のシミュレーションを行うことができるウェブサイトを開設すること  
を新たに実施することとしております。

(参考3) 新制度の周知・広報等のための経費



(参考4) スカラシップ・アドバイザーの派遣について

・概要 ファイナンシャルプランナーと連携し、資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザー（仮称）を派遣し、説明会やセミナーを実施するとともに生徒・保護者等からの相談に対応する。（養成・派遣予定人数延べ約2,600人）

・対象 生徒、保護者、教員等

5. 文部科学省としては、引き続き奨学金の貸与や返還等に関する相談・助言体制の充実にしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 謙一（内線）[REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯)

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

小野田 紀美氏（自民）

問8 今回の給付型奨学金について、支給方法如何。

（議員は、せっかく奨学金の貸与を受けても親が生活費に使ってしまい、経済的理由から卒業できなかった事例を聞き、そのようなことがないように奨学金を学校に直接振り込み、その分授業料から差し引く等、必ず学費に充てられることが担保できる仕組みにできないのか、という問題意識。）

（答）

1. 奨学金の使途については、授業料に限定するものではなく、教材費や生活費等、学生等が個々の状況に応じて活用できることとしており、幅広く経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。
2. また、奨学金を個別の学校経由で支給する場合、日本学生支援機構が一括で処理する場合に比べて、仮に給付額が授業料を超えた場合の学生への振込手続きや手数料、不足した場合の授業料の徴収など、個々の学生に対する学校の負担が増大するため、現段階では学生に直接振り込むことが適切であると考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏（公明）

問1 給付型奨学生の対象者の選定にあたっては、高校からの推薦を受けることとなっているが、高校での選定方法についてガイドライン等はあるのか。また、成績要件のみで一律に決定するのか、スポーツや芸術に秀でている場合はどうなるのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学生の対象者は、各学校において、当該学校における様々な学習活動等の成果を踏まえて学力・資質等が評価され推薦されることとなります。このため、各学校において、それぞれの教育目標を踏まえた推薦の基準を定めていただくこととしています。
2. 各学校が推薦基準を策定するにあたっての指針として、日本学生支援機構から「ガイドライン」をお示しすることとしております。  
その内容については、各学校において、奨学生としてふさわしい者の推薦が円滑に行われるよう、推薦基準の策定等に関する基本的な考え方を示すことを検討しております。

3. 文部科学省の給付型奨学金制度検討チームの「議論のまとめ」では、推薦基準のうち、学力及び資質に関するものについて、「教科以外の学校活動等での大変優れた成果」も指標として掲げており、スポーツや芸術等も考慮できることする予定です。

4. 今後、「議論のまとめ」や本国会での御審議等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう「ガイドライン」を作成し、出来るだけ早い時期に学校に周知してまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏(公明)

問2 高校における給付型奨学生の対象者選定の際の成績判定は、どの時点で行うのか。

(議員は、高2時点だと後から成績が向上した場合の考慮がされず、一方、高3の中盤時点だと事務手続きに影響があることも想定されるのではないかとの考え方。)

(答)

1. 給付型奨学生は、生徒等の進学を後押しするため、生徒等自らが給付の対象となることについて、大学等への入学前の時点で予見可能とすることが重要であり、高校3年次に予約採用をすることとしています。
2. 予約採用のスケジュールに鑑みれば、高校2年次までの成績を評価することになりますが、3年次における成長も期待されるため、各高校において奨学生を推薦するにあたっては、各高校における成績評価等の時期の実情に応じて、可能な範囲で3年次以降の状況も加味することが適当であると考えております。
3. 文部科学省としては、学習成績の評価期間に関する共通理解をもって、各高校が給付奨学生の推薦を行えるよう、今後、推薦に係るガイドラインにおいて、その趣旨をお示しすることを検討しております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 謙一(内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問3 高校における対象者選定の際には、学生選択にあたって高校はどの機関に相談すればよいのか。学生支援機構か、地方自治体の教育委員会か、あるいは別の機関なのか。

（答）

1. 文部科学省の給付型奨学金制度検討チームの「議論のまとめ」では、継続的に生徒の評価を行ってきた在籍学校において、生徒の学力・資質の評価を行い、推薦することが、最も適切な評価が可能になるとされております。
2. 各高校等では、地域や生徒の実態に応じて教育目標を設定しており、教科の学習成績のみならず、家庭の経済状況や課外活動も含めてどのような評価を行うかは、各学校の判断に委ねることが適当と考えられます。
3. 対象者の推薦に当たっての相談は、日本学生支援機構において受け付ける予定ですが、最終的な推薦の判断は各学校で行っていただくことになります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問4 ガイドラインがあいまいな場合や他校との差異がある場合、対象者選定についての情報開示や訴訟等のリスクが想定されるが、それらに対応する手立ては検討しているのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 各高校等においては、地域や生徒の実態に応じて教育目標を設定しており、推薦する者についての選定基準については、各高校等の事情も踏まえて定めていただくことが適切であると考えております。
2. その際、各高校等の推薦基準に一定の統一性を持たせるためにもガイドラインを明確なものとすることが重要であると考えます。  
本国会でのご審議や文部科学省に寄せられた意見、学校現場の意見等を踏まえ、推薦業務が円滑に行われるよう日本学生支援機構において、ガイドラインの作成を行ってまいります。
3. また、公平性や透明性を確保するため、推薦者の選考に当たっては、
  - ① 選考結果の信頼性に疑惑が生じないよう、管理職及び担任以外の教員等を含めた複数名による選考体制を敷くことや
  - ② 推薦基準に関する共通の理解をもって選考にあたることができるような取組が必要と考えています。

次頁あり

4. 加えて、説明責任を果たす観点から、各高校等において定める推薦基準は公表するよう求めることが適當と考えています。
5. 文部科学省としても公平性や透明性が確保され、慎重な選考が行われるよう、高等学校に対して周知徹底を図ってまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日(金) 参・文教科学委員会

三浦 信祐氏(公明)

問5 国公立大学で自宅生の場合、給付額は2万円となる。

一方で、給付型奨学生は授業料免除の対象となり、その場合は給付額が調整され実際の給付額は0円となる。その上で、本制度を残している意義や授業料減免との関係性について文部科学省の見解如何。

(答)

1. 高等教育における教育費負担の軽減については、従来から、奨学金制度のほか、「授業料免除」などの各種支援方策を組み合わせながら、総合的に施策を講じてきたところです。

2. 国立大学においては、国費によって授業料減免制度が整備されており、授業料免除の対象となる学生に対しては、既に月額4.5万円相当の給付的支援が行われております。

(注) 国立大学の学部授業料標準額：535,800円(月額に換算すると4.5万円)

3. このことから、私立大学に通う方との公平性の観点も踏まえ、国立大学において授業料免除を受けた学生については、給付型奨学金の支給額を調整することを検討しています。

4. その上で、給付型奨学金の対象者が国立大学に進学した場合には、授業料の全額免除を行う取り扱いとし、そのことが進学前の段階であらかじめ予見できるようにすることで、進学の後押しを図ってまいります。

【担当課】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯)

更問あり

更問1 具体的な調整額如何。

(答)

1. 学生生活の状況を踏まえるとともに、授業料免除により月額4.5万円相当の支援がなされることを考慮し、
2. 具体的には、  
①自宅生については月額2万円のところ支給しないこととし、  
②自宅外生については月額3万円のところ月額2万円とすることを検討しています。

(参考) 国立大学の授業料免除額と給付額の比較

国立大学授業料標準額 : 535,800円／年

国立大学・自宅生給付額 : 240,000円／年

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問2 私立大学と公立大学も同じように国費が投入されているが、授業料免除者に対する給付の減額を行わないのか。

(答)

1. 私立大学における授業料減免への支援は、各大学が実施した減免額の2分の1を国から補助する制度となっています。その上で、減免額は各大学によってばらつきがあり、また、私学助成の対象となる授業料減免を行っていない大学については、国費は投入されておりません。

(参考) 平成28年度私立大学等経常費補助金における授業料減免等支援  
私立大学931校中、541校

2. また、公立大学における授業料減免については、地方財政措置を通じて国からの支援を実施していますが、各地方自治体の実情により、財源は一概に国費によるものとは判断できない仕組みとなっています。

3. こうしたことから、授業料減免が国費による支援により賄われている国立大学とは状況が異なるため、公私立大学の学生について給付額の減額の調整を行うことは適当ではないと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問6 現在、高校現場においては、就学支援金制度や地方自治体の学費支援制度等のために納税通知書等の証明書類の整理・判定が必要となっており、すでに事務が煩雑な状態となっている。更に今回の給付型奨学金制度については、所得要件に加え成績要件が加わるので、高校において更なる事務量増大になると考へるが、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 現在でも貸与型奨学金の予約採用においては、高等学校に推薦の業務を行っていただいているところです。

給付型奨学金制度の実施に当たっては、新たに給付奨学生候補者の推薦基準を作成していただくとともに、推薦に係る業務が発生することとなります。が、貸与型奨学金の予約採用と同様のスケジュールで行うことで、家計基準や学力・資質基準の確認などを貸与型奨学金の業務を併せて行うことができるようにするなど、高校等の業務負担が過大とならないよう配慮することを予定しています。

2. また、高等学校では、高校生等奨学給付金の手続きにおいて非課税証明書の徴収等を行っており、今回の給付型奨学金の推薦においても、同様に手続きを進めていただくことが出来ると考へております。

3. 引き続き、生徒等に対する周知資料や教職員用説明資料の作成・送付、スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣等により、新制度の円滑な実施及び学校の事務負担軽減に努めてまいります。

(参考1) 予約採用スケジュール（現行の貸与型奨学金）

- 4月上旬 推薦依頼文・奨学金案内等を各高校等へ発送
- 5月中旬 申込受付開始
- 7月中下旬 各高校等からの推薦期限
- 10月下旬 決定（不採用）通知発送

(参考2) 各高校等からの推薦人数（規模感）

- 貸与型 第一種（無利子） 16.3万人（平成27年度進学者実績）  
第二種（有利子） 24.1万人（同上）
- 給付型 約2万人（平成30年度本格実施時（予定））

(参考3) スカラシップ・アドバイザーについて

大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するため、スカラシップ・アドバイザー（仮称）を養成し、全国の高等学校等へ派遣するもの。

平成29年度予算案 [REDACTED] (延べ2,600人)

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問8 今回対象としている住民税非課税世帯や社会的養護が必要な方は経済的に厳しい状態であり、中学生の時点で経済的理由によって諦める選択肢しかないと考えているケースがある。このため、なるべく早く周知すべきと考えるが、制度の周知徹底のタイミングはどのように考えているか、副大臣の見解如何。

（答）

1. 新たな制度も含め、奨学金事業について、生徒や保護者、教員等にしっかりと周知を図ることは、大変重要なことと認識しております。
2. このため、平成29年度から、進学のための資金計画や奨学金の利用について助言を行うスカラシップアドバイザーの派遣や、進学費用のシミュレーションを行うことができるウェブサイトの開設等を行うこととしております。

（参考①）新制度の周知・広報等のための経費

[REDACTED]

（参考②）スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣について

- ・概要 ファイナンシャルプランナーと連携し、資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザー（仮称）を派遣し、説明会やセミナーを実施するとともに生徒・保護者等からの相談に対応する。（養成・派遣予定人数延べ約2,600人）
- ・対象 生徒、保護者、教員等

次頁あり

3. 大学進学を含む進路については、早い段階から考えておくことが重要であり、この際、奨学金を含む教育費の支援策を理解しておくことはとても大切なことと考えます。
4. このため、例えば、給付型奨学金について、その制度や各高校で定める推薦基準を高校入学時に生徒に周知することを各高校に促すなど、高校等とも連携しながら奨学金事業の周知・広報を進めてまいりたいと考えます。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問9 大学進学決定時点では、奨学金制度についてや、入学時点で必要とされる金額、大学在学中の金銭的アドバイス、卒業後の進学・就職に伴う返還手続きとその計画についてなど、奨学金と生活設計のトータルプランニングが必要と考える。このため、奨学金等について知見がある金融アドバイザーの活用などが想定されるが、文部科学省の取組と大臣の認識如何。

（答）

1. 奨学金事業を実施する日本学生支援機構において、大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するための助言を行う者をスカラシップ・アドバイザーとして派遣する予定です。

（参考）新制度の周知・広報に係る経費 [ ] 平成29年度予算）

スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣等の経費であり、日本学生支援機構の運営費交付金として計上

2. スカラシップ・アドバイザーは、金融面の専門的知見を有し、各高等学校等が生徒、保護者及び教員等を対象として開催する奨学金の説明会等に派遣され、相談・助言等を行います。

3. 本事業の実施については、まずはスカラシップ・アドバイザーの養成を行うための研修を実施することとしております。その上で、研修を受講したアドバイザーを順次、各高等学校等へ派遣することとし、平成29年度内に、延べ2,600人の派遣を行う予定です。

4. 文部科学省としては、新制度の周知・広報が徹底されるよう、スカラシップ・アドバイザーも活用しながら、しっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対政府参考人

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏(公明)

問10 減額返還制度の拡充の検討については大変評価で  
きるが、現状、対象者は何名程度を見込んでいるのか。

(答)

1. 獨学金制度については、平成29年度以降の大学等進学者を対象として、所得連動返還型奨学金制度の導入により負担軽減を図ることとしております。
2. 既に返還を開始している方等に対する負担軽減策については、有識者会議において検討を行い、当面、減額返還制度を拡充することが望ましいとされております。
3. 具体的には、返還月額を二分の一から、例えば三分の一に減額し、より長い期間をかけて返還できる制度へ拡充するなど、返還が困難な方への更なる負担軽減策について検討を進めております。
4. 対象者の見込みについては、平成27年度末時点での二分の一の減額返還の適用件数は約1万6千件であり、三分の一の減額返還を可能とした場合、その中でも経済的に厳しい一部の方が移行することが見込まれます。また、同じく平成27年度末時点での返還猶予の適用件数は約11万3千件であり、その中で三分の一の返還月額であれば返還できるという方が移行することが考えられます。
5. こうした方々が新制度を活用することが見込まれ、経済的に困難を抱える返還者の負担が更に軽減されるよう、しっかりと制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問11 減額返還制度が拡充されれば、返還期間も長期化する。一方で、奨学生からの返還金は将来世代のための奨学金の原資ともなっている。奨学金の財源を安定化するにあたり懸念はないのか。検討内容如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっており、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要です。
2. 一方、経済的理由などにより返還が困難な方については、様々な救済策を講じております。
3. 今回、検討を進めている減額返還制度の拡充については、返還金への影響として、  
①現在、1／2の減額を行っている方が1／3に移行することによる返還金の減少  
②返還期限猶予制度を活用するなど現在返還していない方が1／3を返還し始めることによる返還金の増加といった両方の効果があると考えられます。
4. また、所得連動返還型奨学金制度の制度設計に当たっては、奨学金制度全体を安定的に運用していくために、返還額が確保される制度とする観点も含めて検討を行ったところです。

次頁あり

5. 文部科学省としては、制度の検討に当たって、返還金に与える影響等を考慮し、制度設計を行っており、今後とも、返還金の確保に取り組みつつ返還負担の軽減を図り、奨学金制度全体の安定的な運用に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

対副大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問12 減額返還制度において、収入が変動した場合はどのように確認するのか。マイナンバー制度を活用すべきと考えるがどうか。

（答）

1. 減額返還制度の申請に当たっては、給与所得者の場合の目安として、本人の年収が325万円以下の場合に適用を可能としており、年収の確認に当たっては、所得証明書等の提出を求めております。
2. マイナンバーの導入に伴い、収入の確認等に当たっては、マイナンバーシステムを活用することを検討しております。
3. 今後、日本学生支援機構においてシステムの整備を行った上で、マイナンバーの提出があった方については、収入の確認をマイナンバーにより行うことができるよう準備を進めていきたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏（公明）

問13 現在検討されている減額返還制度の拡充は、平成28年度以前採用者となるが、適用条件は現行どおりで延滞中でない者とされている。しかし、経済急変、やむを得ず数か月滞納した場合、返還猶予制度を知り得ていなかった場合など、情報不足によって救済されなかつたケースもあると承知している。今後は、返還が滞っている方の中でも、返還の意思がある方については事情を寛大に考慮すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 現に延滞中の返還者が、返還困難時の救済措置である減額返還制度や返還期限猶予制度を利用する場合には、原則として、延滞を解消した上で適用を認めることとしています。
2. これは、期限までに返還をしている方との公平性等の観点からこのような取扱いとしているものであり、減額返還制度の拡充の適用対象についても、同様の運用とすることを予定しております。
3. なお、現在延滞状況にあり、経済困難などによって特に返還が困難な方については、平成26年度から、過去の延滞を据え置いたまま返還期限を猶予できる「延滞据置猶予」の利用を可能としております。

次頁あり

4. 奨学金の返還に際しては、長期に渡って延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止・解消に努めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏（公明）

問14 日本学生支援機構の相談体制について、たらい回し等があつてはならず、また正確な情報提供やメニューの提示が重要である。現在の窓口体制と対応状況如何。

（答）

1. 日本学生支援機構においては、給付型奨学金を含む新たな奨学金制度について、一般の方からの問い合わせに適切に対応するため、平成28年12月28日から相談窓口を設置しております。
2. 具体的には、日本学生支援機構において奨学金業務を行う職員が直接相談に応じる体制を整え、専用の電話回線を設置し、平日9時から18時の時間帯で対応しております。
3. 新制度の相談窓口については、本年4月28日までの設置を予定しておりますが、状況に応じ、相談体制の拡充を含め十分に対応できるよう努めてまいります。

（参考）相談窓口の受電状況について

（単位：件）

集計区分	12/28～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/24	12/28 から の累計
給付型奨学金関係	557	432	318	1,307
成績基準撤廃関係	19	22	38	79
新所得連動返還関係	5	11	24	40
新制度全般	64	60	46	170
その他	54	46	50	150
合計	699	571	476	1,746

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日(木) 衆・文教科学委員会

三浦 信祐氏(公明)

問15 奨学金について、日本学生支援機構には重複する質問事項が一般の方から多く寄せられると想定される。窓口に負担がかかりすぎてはならず、相談事例等をHP等で整理して公表することで、相談者に的確に情報を伝えることが効率的だと考えるが、取組についての決意如何。

(答)

1. 奨学金制度について、正確な情報を効果的かつ効率的に伝えることは重要であり、多く寄せられる相談事例については、これまでの貸与型奨学金においてもQ&Aの形で整理をして日本学生支援機構のホームページに掲載しているところです。
2. 新たに導入する給付型奨学金や所得連動返還型奨学金については、現在、日本学生支援機構のホームページにおいて、当該制度の概要を掲載するとともに、高等学校や大学等に制度の概要の通知、チラシの配布等を行っているところですが、今後、これまで専用の相談窓口に照会があった内容及び今後照会が予想される内容について整理し、機構のホームページに掲載することを予定しております。
3. 今後とも奨学金制度を希望する学生等に対し、正確な情報を分かりやすく案内するよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

三浦 信祐氏（公明）

問16 少子化に伴って高校の統廃合も予想される。今後、そのような場合に、相談先、体制、給付型奨学金選定人数等、配慮を検討しているか、現状如何。

（答）

1. 仮に高校の統廃合の予定がある場合は、貸与型奨学金と同様、日本学生支援機構の担当者が、高校からの相談に対応するとともに、在籍する生徒に対しては、統廃合前の学校において、必要な相談業務等を行っていただくこととしております。
2. また、統廃合した学校の推薦枠の割振りについては、統廃合前の各学校における過去の非課税世帯の生徒の貸与型奨学金貸与実績を踏まえ、割り振ることとしております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
三浦 信祐氏（公明）

問17 奨学金の安定的な運営のためには財源安定化が重要である。改正法案の第23条の2第1項には、学資支給基金を設け、民間の寄附を可能とする規定が設けられている。この基金の充実と安定化に向けて、文科省としてどのように取り組んでいくのか。現在の準備状況も含め大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学金を安定的に運用し、毎年度確実な支給を可能とするためには、「学資支給基金」を充実・安定化させることが極めて重要です。
2. このためには、一定の余裕金も含めた基金を造成し、年度を超えた弾力的な支出を可能とすることが求められ、平成29年度予算においては、29年度先行実施の対象者2,800人分について、在学期間分の支給額を見込んで70億円を計上しております。
3. この「学資支給基金」には、毎年度、予算の範囲内において政府から補助する資金をもって充てることとしていますが、民間企業や個人からの寄附など、政府以外の者からの出えんも可能としております。

次頁あり

4. 企業や個人からの寄附を促進するため、政府としては、奨学金事業を行う学校法人や公益法人等に対して寄附を行った場合、所得税や法人税を軽減しているところです。新たに造成する「学資支給基金」への寄附についても、税の軽減が適用されることの周知も含め、関係団体に広く協力を呼び掛けてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定4 納付月額は2万円～4万円とされているが、  
その根拠如何。

（答）

1. 納付型奨学金の納付月額については、国公私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違いによって異なる学生生活費の実態や、対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
2. 加えて、児童養護施設の退所者など、社会的養護が必要な学生については、入学金相当額として24万円の一時金を追加給付することとしています。
3. 新たに創設する給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定5 納付型奨学金の制度設計に関わった東京大学の小林雅之教授は、諸外国の奨学金と比較しても給付額は少なく、月5万円は欲しい旨を発言している。給付額の増額は制度の目的を達成するためにも必須であると考えるが、今後の見通しを含め、大臣の所見如何。

（答）

1. 納付型奨学金の支給額は、無利子奨学金と併せて利用すれば、おおむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しており、十分に進学を後押しする効果があると考えています。
2. 納付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要と考えております。
3. 今後とも、財源を確保しつつ、高等教育段階における費用負担軽減に努めてまいります。

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定7 文部科学省は、非課税世帯から大学等へ進学する者を6万人と推計しているが、給付型奨学金の対象となる学生は、その3分の1に過ぎず、教育の機会均等という制度創設の趣旨に反すると考える。少なくとも、給付型奨学金の給付規模を6万人にまで拡大すべきではないか、大臣の見解如何。

（答）

1. 住民税非課税世帯の大学等進学者は6万人程度と想定しておりますが、そのうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。
2. なお、住民税非課税世帯の子供たちについては、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃したことにより、必要とする全ての方が無利子奨学金を受けることが可能となりました。また、新たに導入される所得連動返還型奨学金制度も利用することができますので、給付型奨学金の支給を受けない方についても、大きく負担が軽減されるものと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定8 成績基準の目安等について、機構がガイドラインを作成することとなっているが、基準の具体的な内容如何。

（答）

1. 各学校において推薦基準を定める際の指針となる「ガイドライン」については、生徒の評価に当たっての考え方など、推薦基準の策定等に関する基本的な考え方を示すこととしております。
2. 文部科学省の給付型奨学金制度検討チームの「議論のまとめ」では、推薦基準のうち、学力及び資質に関するものについて示しており、
  - ①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
  - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者を掲げております。
3. 今後、「議論のまとめ」や本国会での審議等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう「ガイドライン」の作成を行ってまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

木戸口 英司氏（希望）

問想定9 各学校が基準を定める理由如何。また、各学校で基準にはらつきが出る恐れがあると考えるが、各学校が定める基準が適正なものであるかどうかを確認する仕組みはあるのか。

(答)

1. 各高校等においては、地域や生徒の実態に応じて教育目標の設定しており、推薦する者についての選定基準については、各高校の事情も踏まえて定めていただくことが適切であると考えています。
2. その際、各高校等の推薦基準に一定の統一性を持たせるためにもガイドラインを明確なものとすることが重要であると考えております。  
本国会でのご審議や文部科学省に寄せられた意見、学校現場の意見等を踏まえ、推薦業務が円滑に行われるよう、日本学生支援機構においてガイドラインの作成を行ってまいります。
3. また、推薦者の選考に関する説明責任を果たす観点から、各高校等において定める基準を公表することを求めることが適当と考えており、こうした取組み等を通じて、推薦基準の公平性や透明性、適正性の確保に努めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

木戸口 英司氏（希望）

問想定10 各学校に割り振られた人数よりも申請する生徒の数が多い場合はどうなるのか。

（答）

1. 給付型の奨学金の対象者の選定については、家計基準を満たしている者のうちから、学習状況に加えて、進学の目的、進学後の人生設計なども含めて、総合的に判断することが必要であると考えております。
2. このため、各高校等は、無利子奨学金よりも高い水準となるように定められた、日本学生支援機構が示す学力・資質基準等に関するガイドラインを参考としつつ、当該高校等の過去の非課税世帯の生徒の貸与型奨学金の貸与実績に基づき割り振られた「推薦枠」の中で推薦することとなります。  
この推薦を得ることが、給付型奨学金を受給する対象者を選定する基準となります。

（参考）ガイドラインの内容として想定されている事項内容

- ①十分に満足できる高い学習成績を収めている
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、概ね満足できる学習成績を収めている

○上記に加え次の点に留意することが必要

- ・進学の目的や進学後の人生設計については、レポートの提出を求める
- ・高校生活全体の中で課題を克服した経験など生徒の成長過程にも着目するなどの方法が考えられることなど

3. 給付型奨学金の支給が受けられない学生については、無利子奨学金の貸与を受けることが想定されますが、無利子奨学金については、平成29年度から成績にかかわらず、必要とする全ての学生※が貸与を受けられるようになるとともに、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度を導入するなどの充実を図っております。

※平成29年度から、住民税非課税世帯の学生等の成績基準を撤廃

4. 給付型奨学金制度と併せて無利子奨学金等を活用し、学生等の経済的負担の軽減に全力で取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

木戸口 英司氏（希望）

問想定11 推薦がもらえなかった生徒に対し納得のいく説明が求められ、先生等学校側の責任は重く、個人情報の問題を生じることが考えられる。また、学校推薦をめぐって、生徒同士の人間関係にも影響が及ぶものと危惧するが、大臣の所見如何。

（答）

1. 給付型奨学金制度における生徒の推薦については、継続的に当該生徒の評価を行ってきた在籍学校において評価を行うことが適切と考えています。その上で、推薦結果についての説明責任を果たすとともに、推薦の手続きについて、公平性や透明性を確保することは極めて重要です。
2. そのため、各高校等において定める推薦基準は公表するよう求めることが適當と考えており、推薦者の選考に当たっては、
  - ①選考結果の信頼性に疑惑が生じないよう、管理職及び担任以外の教員等を含めた複数名による選考体制を敷くことや
  - ②推薦基準に関する共通の理解をもって選考にあたることができるような取組が必要と考えています。

3. また、推薦に係る個人情報は、これまで貸与型の奨学金や高校等奨学給付金等の手続きにおいて、取り扱ってきた情報と同様に、引き続き、情報管理を徹底するよう求めてまいります。

4. 一方、高校に過度の負担をかけないようにすることも重要であり、給付型奨学金制度の運用にあたっては、高等学校及び日本学生支援機構と連携を密にし、円滑に業務が遂行されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定12 非課税世帯の奨学金貸与者数が多い学校ほど給付型奨学金を受けられる可能性が低くなると考えられる。在籍する学校によって給付型奨学金を受けられるかどうかの可能性が異なることは、公平性の観点から問題なのではないか。大臣の見解如何。

（答）

1. 各学校への推薦枠の割り振りに当たっては、当該学校に在籍する生徒の世帯の家計状況を勘案して割り振ることとしています。
2. 具体的には、まず全ての学校に一人の枠を割り振り、残りの枠を当該学校における過去の非課税世帯の生徒の貸与型奨学金の貸与実績を踏まえて割り振ることとしています。
3. 各学校に最低一人を割り振ることから、非課税世帯の生徒数が少數の場合には推薦される可能性が高くなりますが、どのような学校に行った場合でも給付型奨学金の推薦を得られるよう、全ての学校に一人の推薦枠を割り振ることは必要であると考えております。
4. 今後、日本学生支援機構が示すガイドラインを踏まえて、各学校において、公平感のある推薦が行われるよう、制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

木戸口 英司氏（希望）

問想定13 経済的に厳しい学生ほどアルバイトを余儀なくされ、学業との両立が難しいと考えられる。学業成績を理由に給付を停止したり、返還を求めたりすることは、学生の実態を無視した措置になりかねない。運用に当たっては学生の事情を十分に勘案し慎重に行う必要があると考えるが、規定見直しの必要性も含め、大臣の見解如何。

(答)

1. 現在の貸与型奨学金においても、毎年度学業の状況等を確認して、支給の継続等について判定する「適格認定」を実施しており、学業不振に陥るなど奨学生としての適格性を欠く状態になった場合には、貸与の停止や廃止の措置を講じています。
2. 給付型奨学金制度は、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については、給付の停止や返還を求めることがあります。
3. 「成績が著しく不良」の場合については、例えば、標準的な修業期間での卒業が困難となることが確定した場合や、当該年度における修得単位が著しく少ない場合などを想定しております。

次頁あり

4. なお、「学業成績が著しく不良」となった場合にも、  
それに至った事情は様々であると考えられることから、  
返還を求めるかどうかの判断にあたっては、当該事情も  
十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような  
運用が行われることが重要であると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■（直通）■（携帯）■

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定14 新所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への適用や、返還中の方への適用の拡大を検討・実施すべきであると考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 新たな所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への導入については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、利息の支払いが増大し、返還が非常に長期に渡るといった課題が想定されます。
2. このため、まずは無利子奨学金における運用状況を見つつ、有利子奨学金への導入について課題を分析するといった検討を開始してまいりたいと考えております。
3. また、既に返還を開始している方に対する負担軽減策については、有識者会議において検討を行い、当面、減額返還制度を拡充することが望ましいとされています。
4. 具体的には、返還月額を二分の一から、例えば三分の一に減額し、より長い期間をかけて返還できる制度へ拡充することを検討しています。
5. 文部科学省としては、こうした制度の改善を通じて、既に返還を行っている方に対しても負担軽減が図られるよう、検討を進めてまいります。

## (参考1) 返還利息のシミュレーション

### ＜前提条件＞

- ・有利子奨学金を月額8万円・4年間貸与した場合（貸与総額384万円）
- ・貸与利率1%で定額返還

### ＜結果＞

#### ○返還期間20年の場合

返還月額17,740円、返還総額4,257,117円（うち利息分417,117円）

#### ○返還期間30年の場合

返還月額12,400円、返還総額4,465,028円（うち利息分625,028円）

## (参考2) 新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（審議まとめ）

平成28年9月21日・所得連動返還型奨学金制度有識者会議

### （2）奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入（有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討）

より多くの返還者に対して所得に応じた返還が可能となる新所得連動返還型奨学金制度を適用する観点から、無利子及び有利子奨学金の両方に新制度を導入することが望ましい。ただし、有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があり、より慎重な検討が必要である。このため、まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討することが適当である。

## (参考3) 『米国の奨学金政策をめぐる最近の動向

### －学生ローンと所得連動型返済プランの問題を中心に－』

国立国会図書館 調査及び立法考査局 次長 寺倉憲一

「所得連動型返済プランの下で毎月の返済額が少額にとどまるることは当該時点における負担の軽減につながる一方、返済完了までの時間が長期化して、結果的に多額の利子の支払いを余儀なくされるおそれがある。」

出典：「レファレンス」平成27年8月号

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定15 有利子奨学金から無利子奨学金へのシフトを更に進め、全ての貸与型奨学金を無利子とすべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金においては、「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく、これまででも無利子奨学金の拡充を図ってきたところです。
2. 平成29年度予算においては、  
①住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、希望する全ての方への貸与を可能とするための増員2万人、  
②貸与基準を満たしているにも関わらず貸与を受けることができなかつた残存適格者を解消するための増員2万4千人、  
合わせて対前年度比4万4千人増となる51万9千人に拡充することとしております。
3. 文部科学省としては、着実に「有利子から無利子へ」の流れが進んでいると考えており、引き続き、必要な財源を確保しながら取り組んでまいります。

（参考1）無利子奨学金4万4千人増の内訳

- ・残存適格者解消分：約2万4千人、約150億円
- ・成績基準撤廃分：約2万人、約123億円

(参考2) 無利子奨学金の推移 ※復興特会除く

	<予算額>	<貸与人員>	<残存適格者数>
平成24年度	2,730億円	37.8千人	10.5万人
平成25年度	2,840億円	41.6万人	8.6万人
平成26年度	3,000億円	44.1万人	4.2万人
平成27年度	3,125億円	46.0万人	3.0万人
平成28年度	3,222億円	47.4万人	2.4万人

(参考3) 事業費及び貸与人員

	<平成28年度予算>	<平成29年度予算案>
<事業費>	無利子奨学金 3,222億円	⇒ 3,502億円 (279億円増) 〔この他被災学生等分26億円〕
	(有利子奨学金 7,686億円	⇒ 7,238億円 (448億円減) )
<貸与人員>	無利子奨学金 47万4千人	⇒ 51万9千人 (4.4万人増) 〔この他被災学生等分4千人〕
	(有利子奨学金 84万4千人	⇒ 81万5千人 (2.9万人減) )

※ 計数は単位未満四捨五入

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対大臣

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
木戸口 英司氏（希望）

問想定16 将来的には、全ての奨学金を給付型とする  
ことを目指して、更なる財源確保に努めるべきである  
と考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の給付型奨学金は、経済的に進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする観点から、住民税非課税世帯であって、無利子奨学金よりも厳しい一定の学力・資質基準を満たす者として、一学年当たり2万人を対象とすることとしています。
2. 給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要であります。
3. 貸与型奨学金と一体的に進めることにより、経済的に困難な状況にある子供たちの進学を大きく後押しできるものと考えており、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（無ク）

問1 今回の給付型奨学金制度の給付基準で「教科以外の学校活動等で大変優れた成果を上げた者」とあるが、たとえば甲子園球児なども優れた成果を上げた者として、有利になるのか。

（答）

1. 各高校等においては、地域や生徒の実態に応じて教育目標を設定しており、推薦する者についての選定基準については、各高校等の事情も踏まえて定めていただくことが適切であると考えております。
2. ご指摘の甲子園球児などスポーツで優れた成果を収めた生徒は、ガイドラインで示す予定の学力・資質に関する要件のうち、
  - ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果を認め、教科の学習で概ね満足できる成績を収めていることに該当するものと想定されます。
3. 具体的な基準については、今後示す予定のガイドラインを踏まえ、各学校で定める取扱いとすることを考えており、甲子園球児を含めスポーツや芸術活動等において優れた成果を上げた者の評価についても、その中で判断されることとなります。

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会

松沢 成文氏 (無ク)

問8 「学生等の学業が著しく不良となった等の場合には、学資支給金を返還させることができる」と規定されているが、これを判断する基準はどのようなものになるのか。

(答)

1. 給付型奨学金制度は、「頑張ったものが報われる」制度となるよう、学生等の努力を促す観点が重要であるとともに、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については返還を求めることがあります。
2. 「成績が著しく不良」の場合については、例えば、標準的な修業期間での卒業が困難となることが確定した場合や、当該年度における修得単位が著しく少ない場合などを想定しております。
3. なお、「学業成績が著しく不良」となった場合にも、それに至った事情は様々であると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断にあたっては、当該事情も十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日(木) 参・文教科学委員会  
松沢 成文氏(無ク)

問9 現在の奨学金返済の滞納状況と、未返済者を出さないための大学側の取組如何。

(答)

1. 奨学金返還の延滞状況については、昨年度末時点において、返還を要するもののうち3か月以上延滞している者の割合は4.2%、延滞額の割合は3.7%となっており、この割合は近年、低下を続けています。
2. また、各大学における延滞者を出さないための取組については、奨学金制度の仕組みの理解や、奨学生としての自覚を促すことを目的に、  
①貸与開始時に実施する「採用時説明会」、  
②貸与中毎年度実施する「適格認定説明会」、  
③貸与終了前に実施する「返還説明会」、  
などが行われているものと承知しています。
3. 具体的な指導内容としては、例えば前年度に貸与が終了した卒業生等の保護者宛てに、返還の仕組み、延滞した場合の延滞金や利子の取扱い、返還困難時の負担軽減策を記した呼びかけの文書を郵送するといった、学校独自で延滞を防止するための取組等が行われている事例があると承知しています。

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（無ク）

問10 公的資金から拠出された奨学金を授業料の一部として受け取っている以上、大学側が奨学金の返済方法や仕組みについてしっかりと指導を行うのは当然であり、未返済者の削減への協力を促すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっており、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要です。
2. 一方で、様々な事情により、卒業後、奨学金の返還が困難となった者に対しては、返還期限猶予制度等の救済措置が用意されています。
3. こうした仕組みについては日本学生支援機構が責任を持って、各大学や高校等の協力も得つつ、周知・指導していく必要があると考えています。
4. このため、各大学等に対しては、毎年、日本学生支援機構から通知を発出し、奨学金の延滞防止等について学生への指導等を行うよう依頼しております。
5. 文部科学省及び日本学生支援機構としても、奨学金の返還の促進及び救済制度の周知がしっかりと図られるよう、各大学等の取組を促してまいりたいと考えております。

(参考)

各年度の貸与終了者に占める次年度末時点での延滞3月以上の者の比率

平成22年度 貸与終了者	平成23年度 貸与終了者	平成24年度 貸与終了者	平成25年度 貸与終了者	平成26年度 貸与終了者		
					貸与終了者数	3月以上延滞者数
1.8 %	1.7 %	1.6 %	1.6 %	1.4 %	463,071人	6,692人

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（無ク）

問11 奨学金の未返済率の学校別の情報を積極的に公開すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっており、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要です。
2. 返還金の回収率の更なる向上を図るために、現在機構が実施している回収の取組に加えて、各学校において、学生等への貸与段階から返還意識を涵養することが重要です。また、延滞に陥らないようにするために、学生に対して、返還が困難になった場合の救済の仕組みについても、適切に周知されることが重要です。
3. このため、各学校にこれらの取組を促すことを目的として、学校毎の奨学金返還状況等の公表を行うことを検討しております。
4. このことにより、奨学金の返還を促進するとともに、返還困難に陥った者が救済措置を適切に受けることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年3月30日(水) 参・文教科学委員会  
松沢 成文氏(無ク)

問13 今後、給付型奨学金の対象者と給付額を拡大していく考えはあるか。

(答)

1. 対象者については、その所得において、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象とすることとしております。
2. 住民税非課税世帯の大学等進学者は6万人程度想定しておりますが、そのうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。
3. また、給付額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
4. 給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おおむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しております。
5. 給付型奨学金制度については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に發揮することが重要と考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成29年3月30日（木）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（無ク）

問14 個人の意思により進学する大学などの高等教育では、学費の自己負担を原則としつつ、有利子奨学金を廃止し、学業が優秀な学生へは返還を免除する仕組みを取り入れた無利子奨学金を拡大していくべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 高等教育段階の教育費負担軽減については、これを一層軽減すべく、授業料減免や奨学金制度の充実を図っているところです。
2. 奨学金については、「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく取り組んでいるところであります、これに加え、来年度から、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金を創設することといたしました。
3. 学業が優秀な学生の返還を免除する仕組みは、大学院において無利子奨学金の貸与者を対象に導入しておりますが、学部については、今回は「進学の後押し」を目的に、入学後に免除が確定する返還免除ではなく、進学前に給付を受けることが予見できる渡しきりの給付型制度といたしました。
4. 今後とも、教育費の家計負担の軽減策全体の中で、総合的な観点から優先順位をつけながら、高等教育の経済的負担軽減に取り組んでまいります。